

江別市 予算案

平成31年度



基本方針

平成31年度は、「えべつ未来づくりビジョン」の後期5年間のスタートの年となります。
「えべつ未来づくりビジョン」に掲げた「4つのまちづくりの基本理念」と、基本理念の根幹となる「協働のまちづくり」の考え方を踏まえてまちづくりを進めます。

基本理念

安心して暮らせるまち

活力のあるまち

協働のまちづくり

子育て応援のまち

環境にやさしいまち

予算編成のポイント

平成31年度当初予算は、市長・市議会議員の改選期にあたるため、いわゆる骨格予算となりますが、基本理念に基づいてまちづくりを進める「まちづくり政策」を推進するため、重点的・集中的に取り組む「えべつ未来戦略」を、政策の中枢に据えて取組を推進します。

また、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立のため、「江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を効果的に進めていきます。

安心して暮らせるまち

- 健康都市推進事業
- プレミアム付商品券事業
- 生涯活躍のまち整備事業
- 定住促進事業
- 住宅取得支援事業
- 江別の顔づくり事業
- 新栄団地建替事業

活力のあるまち

- ラグビーワールドカップ公認チームショップ地受入事業
- 入道山スキー場冬季ウォークイベント開催補助金
- 観光振興計画推進事業
- 地域発見魅力発信事業
- 総合特区推進事業
- 「食」と「農」の豊かさ発見実践事業
- 有給インターンシップ等地域就職支援事業

子育て応援のまち

- 医療的ケア児支援事業
- スクールソーシャルワーカー事業
- 放課後児童クラブ運営費補助金
- 放課後児童クラブ待機児童対策事業
- 保育料の独自軽減
- 待機児童解消対策事業
- 民間社会福祉施設整備費補助事業

環境にやさしいまち

- 自治会防犯灯設置費補助金（LED化）
- 花のある街並みづくり事業
- 地域緑化事業
- 環境教育等推進事業
- 生ごみ減量化推進事業

予算規模（各会計予算額）

	平成30年度	平成31年度	増減	率
一般会計	43,550,000	45,820,000	2,270,000	5.2%
特別会計	24,255,000	24,258,000	3,000	0.0%
企業会計	17,976,463	17,628,911	△347,552	△1.9%
全会計	85,781,463	87,706,911	1,925,448	2.2%

(単位：千円) 一般会計は458億2千万円で、前年度から22億7千万円（5.2%）増加しました。これは、プレミアム付商品券事業や、福祉・医療などの社会保障費の増加などによるものです。全会計合計では、877億691万1千円となり、前年度から19億2,544万8千円（2.2%）増加しました。

だれもが健康的に安心して暮らせるえべつをめざします

健康都市推進事業

3,336 千円

全ての市民が生涯を通じて健康に過ごせるように、「健康都市宣言」に基づき、健康意識向上のための取組を推進します。

- ◆ 生活習慣病予防に向けた野菜摂取の推進
- ◆ 健康チェック等体験型イベントの実施



スーパーでの野菜摂取啓発イベント



江別オリジナルリズムエクササイズ「E-リズム」

健康づくり推進事業

5,453 千円

第2次えべつ市民健康づくりプラン21に基づき、生活習慣病の予防や、こころの健康づくり等の取組を行い、地域の健康づくり活動を推進します。

- ◆ **新規** 自殺予防のための相談先一覧カードの作成
- ◆ **拡大** 自殺予防ゲートキーパー養成研修
- ◆ 健康づくり推進員の活動支援

健康教育事業

1,210 千円

生活習慣病の予防や健康保持増進のため、食生活の改善や運動習慣の定着など健康づくりを推進します。

- ◆ 食生活改善推進員養成講座
- ◆ 喫煙予防教室の実施（小学生）
- ◆ 生活習慣病予防教室の実施（中学生）

成人検診推進事業

74,626 千円

がんの早期発見、早期治療による重症化の予防のため、がん検診の受診勧奨を行います。

- ◆ がん検診の実施
- ◆ 集団検診事務の一括委託化
(受付業務、電話受診勧奨、WEB予約運用)



(参考) 特定健康診査等事業

(国民健康保険特別会計)

61,420 千円

国民健康保険被保険者に対する特定健康診査や特定保健指導を実施します。また、特定健康診査受診率や特定保健指導利用率向上のための取組を行います。

- ◆ 受診率向上のため、低受診率地区への訪問勧奨及び集団検診事務一括委託事業者と連携した電話勧奨
- ◆ 自治会と協働で実施している特定健康診査等推進事業の活用促進



特定保健指導



リハビリテーション職による介護予防体操指導

(参考) 一般介護予防事業（「通いの場」を活用した介護予防・健康づくり）
(介護保険特別会計)

5,321 千円

要介護状態・要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ地域において自立した日常生活を営むことができるように、介護予防の普及啓発に取り組みます。

- ◆ **拡大** 住民主体の「通いの場」支援
- ◆ 介護予防講座、出前講話等の実施
- ◆ 地域リハビリテーション職活動支援

新規 プレミアム付商品券事業 **809,632 千円**

消費税率10%への引き上げに合わせて、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的に、プレミアム付商品券を発行します。

- ◆ 住民税非課税者（対象：27,000人程度）
- ◆ 3歳未満の子が属する世帯（対象：3,000世帯程度）

障害者社会参加支援事業 **5,824 千円**

専任手話通訳者の配置や手話通訳者・要約筆記者の派遣、点字・音声による広報えべつ等の発行など、障がい者の自立や社会参加を促進します。

- ◆ **新規** 意思疎通支援用タブレットの導入
- ◆ 手話通訳者・要約筆記者の派遣
- ◆ 「点字広報」、「声の広報」の発行

新規 介護サービス提供基盤等整備事業 **68,000 千円**

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービスの基盤整備を推進します。

- ◆ 地域密着型サービスの整備

障害者就労相談支援事業 **9,159 千円**

障がい者の就労に関する相談、企業の障がい者雇用に関する相談窓口の設置など、障がい者の社会的自立を促進します。

- ◆ 障がい者や企業からの総合相談、障害福祉サービスとのマッチング
- ◆ 就労者への職場巡回、来所相談等による定着支援

市民後見推進事業 **8,668 千円**

成年後見制度の普及や市民後見人の活動体制を整備するため、相談機関の運営や人材育成に取り組みます。

- ◆ 成年後見支援センターの運営
- ◆ 市民後見人フォローアップ研修



市民後見人フォローアップ研修

その他主要事業（政策03）

■ 社会福祉協議会補助金	93,990千円
■ 夜間急病センター運営経費	141,650千円
■ 高齢者予防接種経費	52,688千円
■ 障害者自立支援給付費	3,018,713千円
■ 障害者自立支援給付費（児童）	727,644千円
■ 自立支援医療給付費	195,252千円
■ 重度心身障害者医療費	213,692千円
■ 生活困窮者自立支援事業	30,091千円

■ 年末見舞金支給事業	12,976千円
■ 福祉除雪サービス事業	17,241千円
■ 老人ホーム入所措置経費	70,007千円
■ 生活扶助自立助長支援事業	2,649,000千円
■ 国民健康保険会計繰出金	1,043,144千円
■ 病院事業会計繰出金	1,406,857千円
■ 介護保険会計繰出金	1,420,878千円
■ 後期高齢者医療会計繰出金	396,783千円

未来のえべつを支える元気で情操豊かな子どもたちの育成をめざします

待機児童解消対策事業

2,859 千円

待機児童の解消に向け、受け皿となる教育・保育施設等に対し、保育従事者の養成などにより支援します。

- ◆ 保育従事者の養成
- ◆ 企業主導型保育施設開設に向けた市内企業等へのPR
- ◆ **新規** 保育士等人材バンクの充実・利用促進



よつば保育園 (平成28年11月開園)



保育園の地域清掃活動

民間社会福祉施設整備費

補助事業

261,858 千円

民間事業所が行う認定こども園施設等の整備に対し補助を行うことで、快適な保育環境の整備を促進します。

- ◆ 認定こども園施設整備に対する補助 (1施設)
- ◆ **新規** 保育所等における事故防止推進事業補助
- ◆ 民間保育施設の建設費償還金補助

教育・保育施設等給付事業

2,496,677 千円

民間法人等が運営する教育・保育施設等に対し、国の定める公定価格に基づく給付費を支給します。

- ◆ 教育・保育施設等への給付費支給
- ◆ **新規** 国の制度に基づく幼児教育・保育の無償化 (平成31年10月から)



病児・病後児保育事業

21,145 千円

病児・病後児保育を実施している事業所に対し、運営費の一部を補助します。

- ◆ 病児・病後児保育実施事業所への補助
- ◆ 感染症流行情報等の発信、保育施設の巡回・情報共有に対する補助

保育料の独自軽減

「えべつ・安心子育てプラン (江別市子ども・子育て支援事業計画)」に基づき、子育て家庭への経済的負担を考慮し、引き続き保育料の軽減を図ります。

- ◆ 市の独自軽減率 22.52%

※軽減率は年度当初のもので、幼児教育・保育無償化による影響は反映しておりません。



よつば保育園 (園内風景)

新規 医療的ケア児支援事業

811 千円

学校に看護師を配置し、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援を行います。また、医療的ケア運営協議会において実施に関する協議を行い、支援に当たっては安全かつ適正に医療的ケアを実施します。

- ◆ 看護師3名を学校に配置
- ◆ 医療的ケア運営協議会の運営



スクールソーシャルワーカー事業

6,833 千円

いじめ・不登校・非行など問題を抱える児童生徒やその保護者に対し、スクールソーシャルワーカーが教育分野や福祉分野の専門的な知識や経験を活用して支援します。

- ◆ 問題を抱える児童生徒への支援
- ◆ 学校・家庭・関係機関の調整

小中学校学習サポート事業

8,939 千円

退職教員などを活用し、複数の教員が指導するチーム・ティーチングや、補充的学習を実施することで、子ども達の学力向上に取り組みます。

- ◆ 複数教員による指導（小・中学校）
- ◆ 夏季・冬季休業中の補充的学習（小・中学校）
- ◆ 放課後の補充的学習（中学校）



複数教員による指導



外国語指導助手による授業

小中学校外国語教育支援事業

34,929 千円

低学年から英語に慣れ、コミュニケーション能力の素地を養うため、英語を母国語とする外国語指導助手が、小学校全学年で外国語教育を行います。

また、中学校の英語の授業時に、外国語指導助手を派遣し、チーム・ティーチングを行います。

- ◆ 外国語指導助手の配置（10名）

児童生徒体力向上事業

665 千円

北翔大学の協力のもと、小学校低学年向けに基礎的な運動を継続的に行える「朝運動プログラム」を実施します。

- ◆ 朝運動プログラムの実施（文京台小）
- ◆ 出前授業の実施（5校予定）
- ◆ 走り方教室の実施



児童生徒体力向上事業 出前授業



タブレットPCを使った授業

情報教育推進事業

52,726 千円

児童生徒のICT教育を推進するため、パソコンやデジタル教科書などの情報機器を整備します。

- ◆ 教育用パソコン等ICT機器維持管理経費
- ◆ 教育用パソコンの更新（タブレットPC導入）

**放課後児童クラブ
運営費補助金** 114,669 千円

民間放課後児童クラブに対し、設置・運営に係る費用の一部を助成し、市内における放課後児童健全育成の充実に努めます。

- ◆ 民間放課後児童クラブへの運営費補助
- ◆ **新規** 新設民間放課後児童クラブへの施設整備等補助
- ◆ **拡大** 2クラブ分増（16クラブ→18クラブ）



児童センターでの活動

放課後児童クラブ運営事業 14,974 千円

公設放課後児童クラブの運営を民間事業者へ委託し、放課後に親子共々安心できる「生活の場」を提供します。

- ◆ 江別第一小学校放課後児童クラブの運営委託



児童館地域交流推進事業 56,847 千円

市内7か所の児童センターにおいて、地域との交流を通して、遊び・行事・イベントなどの活動を実施します。また、併設された2か所の公設放課後児童クラブを運営します。

- ◆ 児童センターの運営
- ◆ **拡大** 森の子児童クラブの定員拡大（20名→40名）

**放課後児童クラブ
待機児童対策事業** 4,371 千円

公設放課後児童クラブにおける待機児童対策として、併設する児童センターにおいて受け入れ体制の拡大を図り、子育てと就労の両立を支援します。

- ◆ 待機児童のランドセル来館による受け入れ
- ◆ 児童が放課後等に安全に過ごすことができる場の提供

**親子安心育成支援事業
（子育てひろば事業）** 24,981 千円

商業施設内に開設した子育てひろば『ほこ あ ほこ』を運営します。季節や天候を問わない室内型で、大型遊具やクライミングウォールなどを備え、子どもが自由に遊べる空間を提供します。

- ◆ 子育てひろば『ほこ あ ほこ』
原則無休 9:30～17:30 利用料無料
0歳～小学校3年生まで（保護者同伴）
（図書コーナーは小学校6年生まで）



あそびのひろば

あそびのひろば事業 2,626 千円

地域の子どもの遊びの場として、また、子育てに関する情報交換や交流の場として、民生委員・児童委員や子育てサポーター協力のもと、あそびのひろばを開催します。

- ◆ 地域あそびのひろばの開催

その他主要事業（政策06）

■ 保育園運営経費	107,458千円
■ 児童扶養手当	589,922千円
■ 児童手当	1,550,325千円
■ 乳幼児等医療費	149,848千円
■ ひとり親家庭等医療費	45,853千円
■ 予防接種経費	193,666千円

■ 幼稚園就園奨励費補助金	102,130千円
■ 私立幼稚園補助金（運営費補助金）	7,202千円
■ 特別支援教育推進事業	36,167千円
■ 特別支援学級生活介助事業	51,234千円
■ 学校給食事業	252,812千円
■ 小・中学校教育扶助費	180,000千円

江別市手話言語条例

(平成31年4月1日施行)

条例の概要

手話は、独自の体系を有する言語であり、障害者の権利に関する条約などにおいて言語として位置付けられていますが、広く市民に認識されているとはいえ、手話を使うことができる環境も十分に整っているとはいえない状況にあります。

このため、手話を使いやすい社会の実現に向けて、手話が言語であるとの認識を広く市民に普及し、だれもが安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与するため、江別市手話言語条例を制定しました。

〈目的〉

手話が言語であることに対する市民の理解の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話が言語であるとの認識を広く市民に普及し、もってあらゆる場面で手話を使いやすい社会を実現することを目的とします。

〈基本理念〉

手話が言語であることに対する市民の理解の促進は、手話ろう者をはじめとする聴覚障がい者にとって自ら生活を営むために使う独自の体系を有する言語であることを理解し、相互に尊重し合うことを基本として行われなければなりません。

〈市の責務〉

- ・手話が言語であることに対する市民の理解促進
- ・手話を使いやすい環境づくりの推進



〈役割〉

市民

- ・手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力

事業者

- ・手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力
- ・手話を使いやすい環境づくり



〈施策の推進〉

市は次に掲げる施策を推進

- ・手話への理解の促進及び手話の普及
- ・手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくり
- ・手話による意思疎通支援

江別市の取り組み

市では、市役所本庁舎に専任手話通訳者を配置しているほか、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、手話や要約筆記の奉仕員を養成する講習会などを実施しています。

■専任手話通訳者の配置

市役所本庁舎に専任手話通訳者を1名配置し、手話通訳者・要約筆記者を病院や教育機関など、必要な場所に派遣するコーディネートを行うほか、来庁された方への手話通訳を行っています。

■手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚または音声言語に障がいのある方が、社会生活上でのコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳や要約筆記を必要とする場合、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

■手話・要約筆記奉仕員養成講座の開催

聴覚障がい者の福祉に理解と熱意のある方のために、手話・要約筆記のボランティアを養成する講座を開催しています。

・手話奉仕員養成講座：入門（昼・夜）、基礎、養成の4コース

(1) 入門コース：手話で自己紹介ができ、簡単な会話ができることをめざすためのコースです。

(2) 基礎コース：手話の基本文法の学習により、ろう者と日常的な会話ができることをめざすためのコースです。

(3) 養成コース：身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割、責務等について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な語彙、手話表現技術及び基本技術を習得するためのコースです。

・要約筆記奉仕員養成講座：1コース

■市民手話教室の開催

挨拶など簡単な手話を覚えていただくための市民向け手話教室を開催しています。

■身体障がい者相談員の配置

障がい者本人やその家族が相談員となり、より身近な視点から相談に対応しています。

江別市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なる言語であり、手指や表情等により表現する独自の体系を有する言語です。

しかしながら、手話が言語であることについては、社会的に認識されることが少なく、また、手話を使うことができる環境も十分に整っているとはいえず、手話を使う方々は、不便や不安を感じながら生活しています。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられ、手話に対する理解は広がりつつあるものの、いまだに広く市民に認識されているとはいえない状況にあります。

ここに、あらゆる場面で手話を使いやすい社会の実現に向けて、手話が言語であるとの認識を広く市民に普及し、だれもが安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であることに対する市民の理解の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話が言語であるとの認識を広く市民に普及し、もってあらゆる場面で手話を使いやすい社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話が言語であることに対する市民の理解の促進は、手話がろう者をはじめとする聴覚障がい者にとって自ら生活を営むために使う独自の体系を有する言語であることを理解し、相互に尊重し合うことを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、手話が言語であることに対する市民の理解を促進するとともに、手話を使いやすい環境づくりを推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するとともに、手話を使いやすい環境づくりに努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策
- (2) 手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくりのための施策
- (3) 手話による意思疎通支援のための施策

2 市は、施策の推進に手話を使う市民等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第3期江別市地域福祉計画進行管理（評価）

計画年度 27年度～31年度

第3回評価 平成29年度

江別市健康福祉部管理課

【基本理念】

お互いさま、みんなで支えあう地域づくり

第2期計画（平成22年度～平成26年度）では、基本理念を「お互いさま、みんなで支えあう地域づくり」として、支援を必要とする方を地域のつながりによって把握し支えること、日常の生活課題の解決に向けた活動に市民一人ひとりが主体的に参加し学び体験すること、こうした取組みを通じて互いに認め合い、支えあう地域をつくることを目指してきました。第3期計画においても、「えべつ未来づくりビジョン〈第6次江別市総合計画〉」の基本理念の根幹である「協働のまちづくり」に基づき、第2期計画の基本理念、基本目標、基本施策の考え方を継続することを基本的な考え方としています。

基本目標1 支えあいの仕組みづくり

【基本施策1】関係機関による相談支援体制の充実

基本施策1「関係機関による相談支援体制の充実」のための主要施策は、①相談窓口の充実、②訪問相談体制の充実、③関係機関の連携促進、④生活困窮者支援対策の推進の4つです。

相談窓口としては市民相談などの包括的なものはもちろんのこと、障がい、高齢者、子育て等幅広い分野で相談支援体制を整え、相談を受け付けています。

平成27年度から開始した障害者就労相談支援事業と生活困窮者自立相談支援事業では、相談件数等が維持されている現状を踏まえ、いずれも一定程度、地域に定着しているものと考えられますが、必要な方に最適な支援が届くよう今後も相談機関の周知に努めます。

また、訪問相談においては、これまでと同様に高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など複数の相談実施機関での訪問や安否確認等が行われており、地域の民生委員・児童委員などと連携しながら、訪問相談体制の充実が図られてきています。また関係機関の連携促進では各分野で協議会等を設置し連携体制を図っています。

生活困窮者自立支援事業では、相談支援窓口である「くらしサポートセン

ターえべつ」を中心に実施し、生活困窮者が抱える複合的な課題に対応しています。平成29年度の新規相談者数は361件となり、平成28年度と比較し106件増加しました。

各担当部署による数値（1点から5点）による採点の平均は3.4点となりました。

【基本施策2】福祉サービスなどに係る情報提供の充実

基本施策2「福祉サービスなどに係る情報提供の充実」のための主要施策は、①サービスなどに係る情報提供の充実、②苦情相談などの周知、③権利擁護の体制整備の3つです。

サービスなどに係る情報提供では、広報えべつや市のホームページ中心の情報発信のほか、「江別市介護保険サービス事業所ガイドブック」「えべつなび」「保健センターだより」など独自の広報誌で必要なサービス等の情報提供を行ったほか、出前講座では幅広く講座メニューを取り揃え、事業周知を進めています。また、苦情の相談先や問題解決の仕組みについても、サービス提供の過程において制度等の周知に努めました。

また、平成29年度からは、子育て情報電子配信事業を開始し、スマートフォン無料アプリを活用して子育て関連ニュース、イベント情報などの子育てサービス情報を配信しており、アプリ利用者は525人となっています。

権利擁護の体制整備については、市民後見推進事業において、平成29年11月に江別市成年後見支援センターを開設しました。当センターでは、成年後見に対する相談、普及啓発、手続き支援、市民後見人の養成を行い、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために成年後見制度利用に対する環境整備を進めています。

各担当部署による数値（1点から5点）による採点の平均は3.2点となりました。

基本目標2 地域を支える担い手やネットワークづくり

【基本施策3】福祉を担う人材などの確保・育成

基本施策3「福祉を担う人材などの確保・育成」のための主要施策は、①担い手の掘り起こしの推進、②担い手の人材育成、③企業などにおける地域

貢献活動への働きかけの3つです。

担い手の掘り起こしの推進においては、これまで実施してきた視聴覚障がい者のためのボランティア人材養成事業と自治会を中心とした身近な地域での福祉活動の充実を図る地域福祉活動者研修会開催事業を実施しました。

担い手の人材育成に関しては、ボランティア活動を推進するため、市民活動センターあいや社会福祉協議会ボランティアセンターの運営充実を図ったほか、地域健康づくり推進員等の育成を行い、地域で活動する人材の育成を図りました。また、高齢者が住み慣れた地域で誰もが安心して生活できるよう、その支援を担う人材を養成するための高齢者生活支援スタッフ養成研修や介護予防サポーター講座等も実施しています。

企業などにおける地域貢献活動では、こんにちは赤ちゃん事業や社会福祉協議会の福祉活動に対する協力などで、企業から物品や奉仕活動等の提供を受けています。社会福祉協議会の地域貢献活動への協力実績は、平成28年度を上回っていることなどから見ても、少しずつ企業の地域貢献に対する意識が高まってきているものと考えられます。

各担当部署による数値（1点から5点）による採点の平均は3.4点となりました。

【基本施策4】地域における福祉活動の促進

基本施策4「地域における福祉活動の促進」のための主要施策は、①自治会による地域福祉活動の環境づくり、②民生委員・児童委員の活動促進への支援、③災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備の3つです。

自治会による地域福祉活動の環境づくりのために、運営補助金交付のほか、担い手確保のためのセミナーや子ども会への助成を行いました。また、社会福祉協議会による愛のふれあい交流事業では、自治会が行う1人暮らし高齢者などへの見守りや交流活動を支援しました。

愛のふれあい活動実施自治会は85自治会、地域交流の集い活動実施自治会は94自治会と前年度とほぼ同数となっており、安定的な活動が行われています。

災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備では、避難行動要支援者避難支援制度の普及に努めたほか、防災訓練における実際の避難行動の支援、避難所運営訓練での福祉避難スペースの設置など参加者が具体的な支援方法を理解できるような取り組みを実施しました。また、社会福祉協議会が災害ボランティアセンター運営マニュアル概要版をホームページへ掲載したほか、イベント開催の際には冊子を配布しその周知に努めました。

民生委員・児童委員の活動促進への支援では、運営補助金の交付や高齢者名簿の提供などにより支援を行っています。民生委員・児童委員が対応する地域福祉の課題は多様化、複雑化しており、平成28年度と比較し活動（相談、支援、訪問、連絡調整）件数も増加しています。今後も出前講座等で活動に対する理解を深めていくほか、負担軽減への検討が求められます。

各担当部署による数値（1点から5点）による採点の平均は3.3点となりました。

【基本施策5】 ボランティア団体などの活動促進

基本施策5「ボランティア団体などの活動促進」のための主要施策は、①ボランティア団体などの情報発信、②ボランティア団体などの活動基盤強化、③ボランティア団体と自治会などの地域団体との連携促進の3つです。

情報発信については、市民活動団体の紹介冊子の配布のほか、市民活動団体を紹介するサイト「コラボのたね」を活用して、情報提供を行いました。また、社会福祉協議会の広報誌、ボランティアセンターによる活動紹介なども行っています。

活動基盤強化としては、市民活動センターあいやボランティアセンターへの運営補助、その他には市民協働推進事業の中で地域の公共的な課題に取り組む事業を実施する団体に対し事業費の一部を補助しました。

平成28年度にNPOやボランティア団体などの「専門分野」と自治会などの「地域」の協働を進める機会として開始した市民活動団体版出前講座は、利用件数が増加していることから、地域との連携促進の向上が期待されます。

また、これまで同様、社会福祉協議会が愛のふれあい活動（地域交流）を通じて、専門機関やボランティア団体等と自治会との橋渡しを目的とした事業も実施しています。

各担当部署による数値（1点から5点）による採点の平均は3.3点となりました。

基本目標3 地域福祉を推進する環境づくり

【基本施策6】 支えあい意識醸成と環境づくり

基本施策6「支えあい意識醸成と環境づくり」のための主要施策は、①地

域のサロン・集いの場づくり、②青少年の福祉体験の促進、③大学との連携促進の3つです。

地域の集いの場は、子育て世帯や障がい者、高齢者などの対象者別や、スポーツや健康づくり、交流、集いの場などの目的別などで各種開催されています。

平成27年に作成した江別オリジナルのリズムエクササイズである「Eーリズム」についても引き続き多くの市民が参加しています。

青少年の福祉体験の促進については、日本赤十字社江別市地区において青少年赤十字活動に助成を行いました。また、社会福祉協議会は市内福祉施設の協力を得ながら、小中高生と福祉施設利用者との交流を進めたほか、高校生を対象として体験型の福祉学習を実施し、ボランティア意識の醸成に努めました。

大学との連携については、大学版出前講座や地域課題に対する研究費助成などの事業の実施を通じて、大学と地域の連携を促進しているほか、えべつ健康フェスタにおいても大学からの出展・協力などによる連携を促進しています。

各担当部署による数値（1点から5点）による採点の平均は3.5点となりました。

【基本施策7】快適に暮らせる生活環境づくり

基本施策7「快適に暮らせる生活環境づくり」のための主要施策は、①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進、②地域で安心して暮らせる環境整備の2つです。

バリアフリーの推進は、障がいがある方へのタクシー利用料への助成・移動支援など移動手段の面からのバリアフリー、点字や音声による広報作成や手話通訳者の派遣など情報提供に係るバリアフリーといったそれぞれの視点から取り組んでいます。

また、安心して暮らせる環境整備については、特に冬期間の生活支援の一環として、自力で除雪が困難な高齢者や障がい者世帯の方を対象とした道路までの通路確保の除雪、市民向けの雪処理に関する情報提供などを実施しています。

いずれの事業も継続的な実施が図られており、様々な場面での快適な生活環境づくりに努めています。

各担当部署による数値（1点から5点）による採点の平均は3.3点となりました。

計画3年目である平成29年度の取組み状況は、計画初年度である平成27年度と比較し、いずれの施策においてもほぼ同数値となり、総合評価は概ね横ばいの3.3点となりました。

今後も計画の基本理念である「お互いさま、みんなで支え合う地域づくり」に向けて、施策の推進に努めます。

第3期江別市地域福祉計画（計画の体系）
平成29年度 主要施策別評価一覧

基本理念					総合評価
「お互いさま、みんなで支えあう地域づくり」					3.3
基本目標	基本施策	基本施策評価		主要施策	主要施策評価
		H29	《参考》 計画初年度 (H27)		
1 支えあいの仕組みづくり	1 関係機関による相談支援体制の充実	3.4	3.5	① 相談窓口の充実	3.5
				② 訪問相談体制の充実	3.4
				③ 関係機関の連携促進	3.3
				④ 生活困窮者支援対策の推進	4.0
	2 福祉サービスなどに係る情報提供の充実	3.2	3.2	① サービスなどに係る情報提供の充実	3.1
				② 苦情相談などの周知	3.1
③ 権利擁護の体制整備				3.4	
2 地域を支える担い手やネットワークづくり	3 福祉を担う人材などの確保・育成	3.4	3.5	① 担い手の掘り起しの推進	3.0
				② 担い手の人材育成	3.6
				③ 企業などにおける地域貢献活動への働きかけ	3.5
	4 地域における福祉活動の促進	3.3	3.4	① 自治会による地域福祉活動の環境づくり	3.3
				② 民生委員・児童委員の活動促進への支援	3.0
				③ 災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備	3.3
	5 ボランティア団体などの活動促進	3.3	3.4	① ボランティア団体などの情報発信	3.3
				② ボランティア団体などの活動基盤強化	3.2
				③ ボランティア団体と自治会などの地域団体との連携促進	3.4
3 地域福祉を推進する環境づくり	6 支えあい意識醸成と環境づくり	3.5	3.5	① 地域のサロン・集いの場づくり	3.4
				② 青少年の福祉体験の促進	3.4
				③ 大学との連携促進	4.3
	7 快適に暮らせる生活環境づくり	3.3	3.4	① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	3.2
				② 地域で安心して暮らせる環境整備	3.5

待機児童解消対策について

(子育て支援室子ども育成課)

1 保育に係る待機児童の状況

(人)

区分		3号認定			2号認定			合計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
国定義に基づく待機児童	4/1							—
	10/1							—
潜在的待機児童	4/1	9	39	23	15	6	4	96
	10/1	88	49	30	13	6	2	188
合計	4/1	9	39	23	15	6	4	96
	10/1	88	49	30	13	6	2	188

2 平成30年度に実施した待機児童解消対策

(1) 公募による保育所新設 (平成31年4月開設)

・ゆめのみ保育園、おひさまのつぼろ保育園、きつずぱーく江別保育園 …… 140人増

(2) 定員の見直し (平成31年4月見直し)

・認定こども園わかば幼稚園 …… 15人増

合計 155人増

(平成31年度 教育・保育の提供体制)

(人)

区分	施設数	教育認定	保育認定				計
		1号	2号	3号			
		3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳		
施設型保育	保育所	9		514	76	240	830
	認定こども園	8	747	352	66	206	624
	幼稚園(新制度)	4	470				—
地域型保育	小規模・事業所内等	10			33	135	168
合計		31	1,217	866	175	581	1,622
※企業主導型保育		4		16	15	36	67

3 平成31年度に実施予定の待機児童解消対策

(1) 教育・保育施設の提供体制拡大

・幼稚園の認定こども園への移行に係る施設整備を支援 …… 約40人増

(2) 多様な保育ニーズに対応するため、企業主導型保育施設開設に向けたPR等

(3) 保育士等人材確保のため、子育て支援員研修の実施、保育士等人材バンク等の利用促進など